

### 朱書州郡志に見える左郡・左縣の「左」の意味について

河原, 正博 / KAWAHARA, Masahiro

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

1961-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010663>

## 宋書州郡志に見える左郡・左縣の

## 「左」の意味について

河原正博

(一)

南朝宋の歴史を記した宋書が梁の沈約の撰(四八八年完成)で、正史の一であることはここに改めて申すまでもないことである。その巻三五から巻三八までが州郡志となっていてるのであるが、その中で注目すべきことは巻三六と巻三七に、後に掲げる例で見る如く、左郡・左県と附加された郡名県名が多数見出されることである。そしてその「左」が左・右と対称的に使用される場合の左でないことは右郡・右県の例が全く見えないことによって知ることが出来るが、しかもそれが多数見えることによって、特殊な郡県であろうことは推測されるところである。

さて、煩雑ではあるが、論述の必要上、次に左郡・左県の例を列挙する。説明の便宜のため符号を附することとする。

宋書卷三六州郡二

- (a) 南予州の条、廬江郡の三属県の中の一として、  
始新。令。永初郡国何竝無。徐有。始新左県。明帝泰始三年立。
- (b) 南予州の条、晋熙郡の五属県の中の一として、  
太湖左県。長。文帝元嘉二十五年。以予部蛮民。立太湖呂亭二県。晋熙後省。明帝太始二年復立。
- (c) 南予州の条、

宋書州郡志に見える左郡・左県の「左」の意味について

- 南陳左郡。太守。少帝景平中省此郡。以宋民度属南梁汝陰郡。而永初郡国無。未詳。孝建二年以蛮戸復立。分赤官左県為蓼城左県。領県二築<sup>疑</sup>大明八年省郡。即名為県。属陳左県。
- (d) 南予州の条、  
 辺城左郡。太守。文帝元嘉二十五年。以予部蛮民。立茹由樂安光城零婁辺城史水開化辺城七県。<sup>(1)</sup>属弋陽郡。徐志有辺城兩領零婁史水開化辺城兩県。大明八年復省為県。属弋陽。後復立。領県四。戸四百一十七。口二千四百七十九。
- 零婁。令。二漢属廬江。晋太康地志云属安豊開化。令。
- 史水。令。
- 辺城。令。
- (e) 南予州の条  
 光城左郡。太守。永初郡国何徐竝無。按起居注。大明八年省光城左郡。為県弋陽。疑是大明中分弋陽所立。八年復省。後復立。
- 樂安。令。
- 茹由。令。
- 光城。令。此三県徐志属弋陽。
- (f) 江州の条、南新蔡郡の四属県の一として、  
 陽唐左県。令。孝武大明八年立。
- (g) 司州の条、義陽郡の七属県の一として、  
 環水。長。永初郡国何徐並無。明帝泰始三年度属宋安郡。後省宋安還此。宋安本県名。孝武大明八年省義陽郡所統東随二左郡。立為宋安県。属義陽。門帝立為郡。
- (h) 司州の条、

安陸。太守。孝武孝建元年分江夏立。属郢州。後廢帝元徽四年度司州。徐志有安蛮県。永初郡国何並無。当是何志。後所立尋為郡。孝武大明八年。省為県。属安楽。明帝泰始初。又立為左郡。宋末又省。領県二。戸六千四十三。口二万五千八十四。去京都水二千三百。

宋書卷七  
州郡三

(i) 荆州の条、

荆州。刺史。漢治武陵。……文帝世又立宋安左郡。領拓辺綏慕楽寧慕化仰沢革音帰徳七県。後省。……

(j) 郢州の条、西陽郡の十属県の中で、

蕲水左県。長。文帝元嘉二十五年以予部蛮民立建昌南川長風赤亭魯亭陽城<sup>3</sup>波遷溪東丘東安西安南安房田希水高坡直水蕲水清石十八県。属西陽。孝武八年。赤亭彭波併陽城。其余不詳何時省。

東安左県。長。前廢帝永光元年復以西陽蕲水直水希水三屯為県。

建寧左県。長。孝武大明八年省建寧左郡為県。属西陽。徐志有建寧県。当是此。後為郡。

希水左県。長。

陽城左県。長。本属建寧左郡。孝武大明八年。省西陽之赤亭陽城彭城三県。併建寧之陽城県而以県属西陽。

(k) 湘州の条、始建国の七属県の一として、

楽化左。令。宋末立。

以上、宋書州郡志に見える左郡及び左県に関する諸例を掲げたが、ここで州郡志における州・郡・県の記述の形式について一言しておく。それによると、州の名を掲げ、ついでその州が領する郡を順次に挙げ、又、郡では同じくその領する県を列挙するのであって、その場合に郡名及び県名の下に、一々郡あるいは県と云う字を附加してない——ただ県名が一字の場合には県と云う字を附加してある——。他の正史の地理志の場合にも属県は名前だけ掲げて、一々県と云う字をつけないのであるが、宋書、州郡志の左郡・左県の場合には——南齊書州郡志の場合も同様である——ただ(k)の一例を除いて、皆、県名は勿論、郡名にも左県、左郡と必ず県・郡の字が附加されている。このような形

宋書州郡志に見える左郡・左県の「左」の意味について



次に(b)の太湖左県は晋熙郡の属県である。この晋熙郡は安徽省安慶を治所とした郡で、太湖左県は読史方輿紀要卷二江南八太湖県の条にある如く、今日の太湖県である。又、太湖県と共に立てられた呂亭県は、同紀要によると、桐城県の北にある呂亭である。

(c)の南陳左郡についてであるが、その属県に蓼城左県がある。水経注<sup>卷三</sup> 二 決水の条の注文に、

決水自県西北流。逕蓼県故城東。又逕其北。……世謂之史水。……灌水東北逕蓼縣故城西。而北注決水。

とあるが、決水即ち史水は現在の史河である故、読史方輿紀要<sup>卷五</sup> 河南<sup>五</sup>、固始県の条に「県北七十里有蓼城岡」とあるのと考え合せて、蓼城左県も安徽省固始県の北にあったであろう。赤官左県を分けて、蓼城左県と為したと云うのであるから、赤官左県も固始県の北にあったであろう。

(d)の辺城左郡。この属県は四つで、雩婁・開化・史水・辺城であるが、水経注<sup>卷三</sup> 二 決水の経文に、

決水出廬江雩婁縣南大別山。北過其県東。又北過安豊縣東。

とあり、属県の一である雩婁県が決水即ち(c)の蓼城左県で前に説明した史水、の上流にあることを物語っているし、又、属県の一である安豊県もその流域にあることを知る。又、属県の一である史水県も、史水と関連あるものであるから、辺城左郡は史水流域の地であったろう。

(e)の光城左郡の属県は樂安・茹由・光城の三県であるが、この三県は既に(d)の辺城左郡の条に掲げた七県の中に見たものである故、光城左郡は辺城左郡に接したものであろう。水経注<sup>卷三</sup> 十 淮水の注の文に、

淮水又東北合黄水。水出黄武山。東北流。……黄水又東逕晋西陽城南。又東逕光城南光城左郡治。

とあって、光城左郡が黄水即ち潢河流域なることを示している。読史方輿紀要<sup>卷五</sup> 河南<sup>五</sup>にもある如く、光城左郡は黄水の光山県であることを知る。同紀要によると樂安は光山県の西、又、茹由城は県南六十里にあると云うから、光城左郡は光山県を中心とした地域であったこととなる。前に見た辺城左郡の西隣にあたることとなり(d)の辺城左郡の七県の中に見えた三県がその属県であることと考え合せて両郡が互に関連あったことを知る。

(f)の南新蔡郡の陽唐左県の位置は判明せぬが、他の属県である荀信県については、水経注<sup>卷三</sup> 十 淮水の注に、  
黄水又東北入於淮。謂之黄口。淮水又東逕褒信縣故城南而東流注也。

宋書州郡志に見える左郡・左県の「左」の意味について

とあって、それがさきに見た(e)の光城左郡の地を流れる黃水が淮水にそそいだ地点より更に下流にあったことを示しているし、又、同書<sup>卷二</sup>一 汝水の条の注に、「汝水又東逕褒信県故城北而東注矣」とあり、その汝水は經文に「南入於淮」とある故、讀史方輿紀要<sup>卷五</sup>十 河南<sup>五</sup> 息県の条に、褒信城に注して「在県東北七十里」とある如く、荀信県は息州の東北にあったのであろう。又、同じく属県の慎県も水經注<sup>卷三</sup>十 淮水の注の文に見える慎水と関連あるものと思われる。讀史方輿紀要<sup>卷二</sup>一 江南<sup>三</sup> 潁上県の条の慎県城に注して、「在県西北」とあるのがそれであらう。なお、宋書<sup>卷三</sup>に新蔡郡があつて、その属県に固始・新蔡・荀信とあるが、南新蔡郡にも荀信県があつたことは今見た如くである故、南の字を冠した南新蔡郡は新蔡の南にあつたわけである。新蔡よりも汝水の下流で、淮水との合流地域とその下流の地帯、即ち、(d)の辺城左郡と(e)の光城左郡との下流地帯であつたであらう。従つて陽唐左県もその地域にあつたと思われる。

(g)の義陽郡環水県の条に見える東随左郡であるが、義陽郡は水經注<sup>卷三</sup>十 淮水の注に、  
 故經云東北過桐柏也淮水又東逕義陽縣……又逕義陽故城南義陽郡治也。

とあるように、桐柏山を過ぎる淮水の流域にあつて、信陽の近くにあつたわけである。讀史方輿紀要<sup>卷五</sup>十 河南<sup>五</sup> 羅山県の条で、礼山城に注して「在県西南。劉宋時東随左郡地也」とある故、東随左郡は羅山県の西南にあつたわけである。又、この郡は宋安県となつたと云うのであるが、同紀要、同卷、光山県の条に、宋安城の注として「在県西南。本棗寧県地」とあつて、東随左郡が光山県の西南にあることを物語つていて、さきに見た方向とも合致している。さらにまた、讀史方輿紀要<sup>卷七</sup>七 湖広<sup>三</sup> の応山県の条に、宋安城に注して、「在県東北。劉宋分義陽郡立東随左郡。大明八年省為宋安県」とある如く、東随左郡は応山県の東北にあたるわけで、これとも合致している。なお、宋安城が樂寧県の地であるとの紀要の文は、宋安左郡を考察する時に触れる故、附言しておく。

(h)の安陸左郡であるが、安陸郡は水經注<sup>卷三</sup>一 涓水の条に經文として、  
 東南過随県西。又南過江夏安陸県西。

とある安陸の地である。この郡の属県の曲陵県も、水經注のこの条の注によると、この涓水に注ぎ込む涓水の流域にある故、安陸左郡は、今の湖北省德安(安陸)の地域である。

(i)の宋安左郡については、その属県の一つに樂寧県とある。既に(四)の説明のところで見た如く、宋安城がもとの樂寧県の地であって、光山県の西南に在ったのであるから、樂寧県をその七属県の一として有した宋安左郡は光山県の東北、光山県及び羅山県の西南に在ったわけである。この郡の、おそらくその北部の地域にさきみにた東隨左郡が置かれたのであろう。

(j)の西陽郡についてであるが、水経注<sup>卷三</sup> 江水の經文に「又東過郟縣南。鄂縣北」とある条の注に、希水が揚子江に注ぎ込む希水口を述べ、更にその下流につき言及し、

又東得桑歩。歩下有章浦。本西陽郡治。今悉荒蕪。

とあるのが、西陽郡治であろうから、讀史方輿紀要<sup>卷七</sup> 湖広<sup>二</sup> 黄冈県の条の西陽城に注して、「府東南百三十里」とあるのが、それであろう。更に水経注の前条の続きに「江水又東逕西陵縣故城南」とあるが、西陽郡の属県の一つに西陵県がある故、その県も同じく郡治より下流で蕪春の上流の地にあつたであらう。

さて、希水左県であるが、今みた希水と関連あることは推測されるところである。現在の蕪水県を流れる沔水がそれであるから、讀史方輿紀要<sup>卷七</sup> 湖広<sup>二</sup> 蕪水県の注に、「劉宋於此立希水左県屬西陽郡」とある如く、今の蕪水県が希水左県である。次に、蕪水左県は同じく紀要に蕪水城とあるもので、蕪水県の東三十里にありと述べているものであろう。又、東安左県は蕪水・直水・希水の三屯をもって県としたと云うものであるから、今見た希水左県、蕪水左県を含めた地であつたことは確であらう。次に、陽城左県は建寧左郡に属したと云い、又、赤亭・陽城・彭城(波)の三県をもって、建寧郡の陽城県となしたと云うのであるから、陽城左県も建寧左郡も、赤亭と接した地であることは誤りない。この赤亭については、水経注<sup>卷三</sup> 江水の条の、經文「又東過郟縣南」の注に、

举水又東南歷赤亭下。謂之赤亭水。

とある赤亭である。現在、湖北省麻城県の東に举水がある。讀史方輿紀要<sup>卷七</sup> 湖広<sup>二</sup> 麻城の条に、赤亭城とあり、その注に「県東南十里。有赤亭河。」とあるのが、赤亭県である。従つて、陽城左県も建寧左郡も、麻城県を含んだ地域であつたこととなる。考えてみるに、宋書の蕪水左県の条に列挙された十八県は举水から蕪水に及ぶ地域で、揚子江北沿の地方にあつたであらう。

宋書州郡志に見える左郡・左県の「左」の意味について

(k)の始建国の属県である樂化左県であるが、この始建国は宋書州郡志にある如く、三国呉の始安郡で、始安県は今の桂林である。又、属県に平樂県とあり、そこに樂川水がある故、樂化左県もそれらと関連あるかもしれぬが、その地域は判明せぬ。

さて、以上(a)から(j)までの例によって、左郡・左県の置かれた地域を考察してみるに、安徽省西南部で揚子江よりの、太湖県、桐城県の地域、更に大別山山脈を隔てた霍山県の淝水流域、ついでその西北方で、河南省の東南隅の史水流域、更にその西の光山県の潢水流域、その下流域で淮水と汝水と合流した地域、更には湖北省にうつり、沮水流域で徳安附近、又、応山県・光山県・信陽県とに囲まれた地帯、又、拳水から蕲水にかけての、湖北省東部で、揚子江の北部にあたる地域等が、それである。即ち安徽省、河南省、湖北省の三省が相接する地帯で、大別山山脈を分水嶺として流れ出る諸水の流域と桐柏山に発する淮水の上流域や沮水流域とであったことが判る。ただ十一番目の例である(k)のみは、それらとは全く異って、広西省に見られるのであって、前の(a)から(j)までの十例とは全く孤立している。この点については論述の便宜上、後述する。

## (三)

左郡、左県が蛮民と関連あるらしいことは既に触れた如くであるが、更にこの点につき考察を進めてみることにする。

水経注<sup>卷三</sup>二 蕲水の条の、「蕲水出江夏蕲春北山」の経文に、注して、

水首受希水枝津。西南流歷蕲山。出蛮中。故以此蛮為五水蛮。五水謂巴水・希水・赤亭水・西歸水・蕲水・其一焉。蛮左憑居。阻藉山川。世為抄暴。宋世沈慶之於西陽上下。誅伐蛮夷。即五水蛮也。

とある。ここにあらわれる蕲水・希水・赤亭水が蕲水左県・希水左県・赤亭左県と関連のあることは再び申すまでもない。これによると蕲水は蛮中に出で、又、これらの蛮は五つの水名によって五水蛮とよばれ、それらは西陽郡にいた蛮夷で、南朝宋の沈慶之によって討伐をうけたことを物語っている。宋書<sup>卷五</sup>文帝本紀、元嘉三十年春正月の条に

「江州刺史武陵王諱統衆軍伐西陽蛮」とあり、同書<sup>卷六</sup>孝武帝本紀、同年の条に「時緣江蛮為寇。太祖遣太子步兵校尉沈慶之等伐之」とあり、同書<sup>卷五</sup>垣護之伝にも、「復隸沈慶之。伐西陽蛮」、同書<sup>卷七</sup>沈攸之伝に、「隨慶之征伐。二十九年征西陽蛮」、同書<sup>卷七</sup>柳元景伝に「又使率所領進西陽。會伐五水蛮」、同書<sup>卷八</sup>薛安都伝にも「仍伐西陽五水蛮」とあって、揚子江に沿う縁江蛮即ち西陽蛮、あるいは五水蛮とよばれる蛮が西陽郡に居て、南朝宋の討伐を受けていることを伝えている。特にその討伐の中心となった沈慶之の伝を宋書<sup>卷七</sup>にみるに、

是時亡命司馬黑石・廬江叛吏夏侯方進在西陽五水。誑動群蛮。自淮汝至于江沔咸懼其患。十月遣慶之督諸將討之。詔江予荆雍並遣軍。受慶之節度。三十年正月世祖出次五洲總統羣帥。慶之從巴水出五洲。……四年西陽五水蛮復為寇。慶之以郡公統諸軍討之。攻戰經年。皆悉平定。

とあって、その討伐につき述べている。なお更に、宋書<sup>卷九</sup>蛮夷、予州蛮の条に、

西陽有巴水・斬水・希水・赤亭水・西婦水。謂之五水。蛮所在並深阻。種落熾盛。歷世為盜賊。北接淮汝。南極江漢。地方數千里。

とあって、予州蛮につき述べ、西陽の五水蛮が山の深阻にあって種落をなして勢が盛んで、歴世、寇をなしたことを伝えている。なお、北は淮水汝水に接し、南は揚子江漢江に及んでいたこと示している。更に、同予州蛮伝を見ると、

西陽蛮田益之・田義之・成邪財・田光興等起義。攻郢州剌之。以益之為輔國將軍都統四山軍人。又以蛮戸立宋安・光城二郡。以義之為宋安太守。光興為竜驤將軍光城太守。封益之辺城県王食邑四百一十一戸。成邪財陽城県王食邑三千戸。

とあって、蛮戸をもって宋安と光城の二郡を立て、蛮西の田義之及び田光興をもって、各々郡の太守となしていることを示しているが、光城郡は既に(㊦)でみた光城左郡であることは誤りないであろう。従って河南の光山県を中心とした地である。又、宋安郡は(㊩)でみた宋安左郡であり、(㊧)でみた通りで、信陽の南方にあったわけである。田益之の封ぜられた辺城県は(㊩)でみた辺城左郡の辺城であるから、史水流域だったわけであるし、又、成邪財の封ぜられた陽城県は(㊩)でみた西陽郡の属県の一つである陽城左県であり、郡の西部の地である。

宋書州郡志に見える左郡・左県の「左」の意味について

以上によって、西陽蛮とは西陽郡の蛮——五水蛮——ばかりでなく、大別山山脈の北麓の淮河上流域の蛮をも含めて称していたことを知るのである。従って、「北接淮汝。南極江漢。地方數千里」と述べているのであろう。

さらに宋書<sup>卷九</sup>予州蛮の条には、

晋熙蛮梅式生亦起義。  
とあるが(b)でみた如く、晋熙郡の属県に太湖左県、呂亭左県があり、予部蛮民をもって立つとある故、梅式生もこの蛮酋の一人であったであらう。南齊書<sup>卷五</sup>蛮、東南夷伝に、

宋世封西陽蛮梅蟲生為高山侯。田治生為威山侯。梅加羊為扞山侯。

とのべ、西陽蛮に田氏と共に梅氏が居たことを示している故、晋熙郡の梅氏もそれと同族であったらう。

要するに南朝宋が置いた左郡左県は大別山山脈を中心として、その当時居住していた所謂予州蛮の蛮戸によって立てられた郡県であったわけである。特別の例である(k)については後述する。

#### (四)

水経注<sup>卷三</sup>蘄水の注に五水を説明し、その地の蛮を五水蛮と云ったことは既に掲げた如くであるが、その文に左の記事があった。

蛮左憑居。阻藉山川。世為抄暴。宋世沈慶之於西陽上下誅伐蛮夷。即五水蛮也。

西陽の蛮夷、即ち五水蛮をここに蛮左と称していることは注目すべきことである。

蛮左については十七史商榷<sup>卷六</sup>に「蛮左」の条があって、その中で、

案北史齊高祖神武皇紀天平元年。神武上表於魏孝武帝曰。荊州緝接蛮左。密邇畿服。蛮左即蛮夷。乃當時語。崔延伝云。除征虜將軍荊州刺史。荊州土險蛮左為寇。每有聚結。延伯輒自討之是也。魏齊周諸書亦皆有之。

とあって、蛮左即ち蛮夷となし、それが当時の語であると解しているだけであるが、これだけでは十分とは思えない。

さて、魏書<sup>卷四</sup>費穆伝に、

妖賊李洪が陽城起逆。連結蛮左。

とあるが、陽城は(j)でみた如く、西陽郡の属県である陽城左県であるから、妖賊李洪が反乱を起して連結したと云う蛮左は既に見た西陽郡の蛮であったこととなる。魏書<sup>卷四</sup>閔珍伝に、

高祖初蛮首桓誕歸款。朝廷思安辺之略。以誕為東荊州刺史。令珍為使。興誕招慰蛮左。珍自懸瓠西入三百余里。

至桐栢山。窮淮源。宣揚恩沢。莫不降附。

とあって、閔珍が蛮酋の桓誕と共に、蛮左を招慰し、懸瓠即ち汝南県より桐栢山に至り、淮河の源を窮め、その地の蛮左を帰順せしめたことを伝えている。この場合、淮河の上源地方の蛮を蛮左と云っていることとなる。更に魏書<sup>卷四</sup>閔珍伝によると、

邊平遠將軍東予州刺史。或綏懷蛮左。頗得其心。蛮酋田益宗子魯賢先叛父南入。教為寇掠。自彘至州。魯生等咸賤敗修敬不復為害。以蛮俗荒梗不識礼儀。乃表立太学。

とあって、閔珍が蛮左を綏懷し、蛮酋田益宗の子を心服させ蛮俗の教化に尽したことを物語っているが、この田益宗については、魏書<sup>卷六</sup>の彼の伝に、

田益宗光城蛮也。

とあり、又、既に宋書の予州蛮伝で見た如く西陽蛮の田益之・田義之・田光興等が光城・宋安郡、辺城等の太守などになっているのであるから、田益宗はその一族で、大別山山脈北麓の蛮であったわけである。従ってこの地方の蛮を蛮左と呼んでいたことは誤りなからう。又、魏書<sup>卷七</sup>劉桃符伝にも、彼が田益宗を慰諭したことを述べ、

桃符善恤蛮左。為民吏所懷。

とあって、そのことを示している。

以上によって、宋書州郡志に見える左郡左県の地域に蛮左と呼ばれる蛮が居たことは明かとなった。従って蛮戸をもって置いた左郡左県の「左」が、蛮左の「左」と関連あるものと考えられることは自然であろう。

さて、ここで、さきに残しておいた(k)の樂化左県について考えてみる。この県が他の左郡・左県と全く孤立してい

宋書州郡志に見える左・郡左県の「左」の意味について

ることは既に述べた如くである。一体この始安国即ち三国呉の始安郡の地は湖南の零陵郡の南部を割いた地で、宋書州郡志でも湘州に属している。この零陵の地は後漢書<sup>六一</sup>南蛮伝によると武陵蛮と共にあらわれる零陵蛮の地である。始安郡の地も蛮の居住地で、特にこの地は獠族の多い地である。このように武陵蛮と閩連のある零陵蛮に接し、又、獠族は武陵蛮と同じく盤瓠の後と称せられるものであるから、始安国内の蛮を武陵蛮と同じく蛮左と呼んだのであろう。即ち水経注<sup>卷三</sup>沅水の条の注に、

武陵有五溪。……夾溪悉是蛮左所居。故謂此蛮五溪蛮也。

とのべ、五溪蛮即ち武陵蛮を蛮左と呼んでいるし、又、魏書<sup>卷七</sup>崔延伯伝にも、「荊州土險。蛮左為寇」とあって荊州の蛮を蛮左と呼んでいる故、それと接した湘州始安国の蛮をもつて立てた県を左県としたのであろう。

なお、ここで附言しておくが、南齊書<sup>卷一</sup>州郡志によると左郡・左県が、宋書州郡志に比較して更に多数あらわれるし、又それは地域的にいって更に広範圍に互っている。そして又、蛮左の語が梁書<sup>卷五</sup>臧蔽伝、陳書<sup>卷九</sup>歐陽頎伝、同<sup>卷一</sup>宦于量伝、周書<sup>卷六</sup>独孤信伝、同<sup>卷二</sup>史寧伝、同<sup>卷三</sup>趙剛伝、同<sup>卷四</sup>楊敷伝、同<sup>卷五</sup>薛慎伝、同<sup>卷七</sup>郭彦伝、同<sup>卷四</sup>樂遜伝等に見え、南北朝共にこの語を使用していることを知る。もっとも、この蛮左の適用範圍も広くなっているが、この点については南齊書州郡志の左郡・左県と共に別に稿を改めて論ずるつもりである。

## (五)

魏書<sup>卷四</sup>宇文福伝によると

又詔福行予州事。与東予州刺史田益宗共相影援。綏遏蛮楚。

とある。即ち宇文福が予州にて田益宗と共に蛮の綏撫に功があったことを伝えているのであるが、田益宗については既に見た如くで、光城蛮である。そしてまた魏書<sup>卷四</sup>閩彧伝で見た如く、この光城蛮は蛮左と呼ばれているものである。それが、この宇文福伝では、「綏遏蛮楚」とあって、蛮楚の字を用いていることは注目すべきであらう。又、魏書<sup>卷六</sup>田益宗伝にも、同じことを述べたのであるが、

又詔益宗率其部曲並州鎮文武。与仮節征虜將軍太僕少卿宇文福綏防蛮楚。とあって、ここでも蛮楚となっている。

これによって、蛮左はまた蛮楚とも書かれていることが明かである。

又、周書卷二史寧伝に、

拔勝為荊州刺史。寧以本官為勝軍司。率步騎一千。隨勝之部。值荆蛮騷動。三鷓路絶。寧先驅平之。因撫慰蛮左翕然降。

とある。これによると史寧は荆蛮が反したので、之を平げて撫慰したところ、蛮左が皆降服したと云うのであるが、ここで注意すべきことは荆蛮が即ち蛮左となっていることである。

さて、古く詩経や国語によるも、荆蛮は蛮荆とも云っているが、それは楚そのものであり、又、それを荆楚とも云った。一体、楚が春秋戦国時代に、南方の強国で中原諸国の一大敵国であったことは既に周知のことであるが、楚は漢民族ではなかった。そしてその発祥地が湖北省の帰州であり、江漢の間に勢力を伸し、江上の楚蛮の地に諸子を封じたこと等は史記卷四の楚世家に見えるところである。

和田清博士が論ぜられているように、後漢書卷一南蛮にあげられている諸蛮はすべて楚の辺縁の諸部であるから、南北朝の頃も、その地の蛮を荆蛮あるいは蛮楚と称したのであろう。そして、その蛮楚をまた普通によって蛮左と云う字面で書いたと考えるのである。従って、宋書州郡志に見える左郡・左県は蛮左即ち蛮楚をもって立てた郡県であると云う意味で、恐らく實際に楚の余類をもって立てられた郡県であったろう。

なお、隋書卷三地理志に見える左人や他の文献に見える左語等も同じく楚と関連あるものと考えるが、この点については別に論ずる予定である。

## 註

- (1) 辺城が重複している。二十二史考異<sup>三</sup>州郡志<sup>二</sup>に「辺城字重出。去其一等要下辺城一兩字当刪」とある。
- (2) 二十二史考異<sup>三</sup>州郡志<sup>二</sup>に指摘してある如く、上の「兩」の字は郡の譌、下の「兩」の字は四の譌である。
- (3) 宋書<sup>七</sup>州郡志の考証に「彭城当作彭波」とある如く、城は波の誤り。
- (4) 周一良「南朝境内之各種人及政府对待之之政策」(国立中央院、歴史語言研究所集、第七本、第四分)第一節「南朝境内各種人之分佈」で、蛮に言及してあるが、南朝全般に互るためか、左郡・左県の所在地については一部のみ掲げられているだけである。
- (5) (8)例の文では東隨二左郡とあつたが、二の字は衍りである。
- (6) 讀史方輿紀要<sup>卷一〇七</sup>廣西<sup>二</sup>平樂県の条。
- (7) 周一良氏も前掲論文(P.459)で、「宋齊兩志所謂左郡左県即因蛮左而置」と述べているが、前に述べた如く、左郡左県の位置について説明不十分であるし、又、蛮左の分布地についてほとんど触れてない。
- (8) 梁書<sup>卷三</sup>張纘伝に「零陵衡陽等郡有莫徭者。依山險為居。歴政不賓服。」とある。又、拙稿「廣西蛮の始遷祖について」(南亞細亞学、報第二号)参照。
- (9) 例(i)の左県も荊州に属す。

(10) 和田清博士「周代の蛮貊について」(白鳥博士記念論文集、東洋学報、第二十九卷三・四号)